

## 14-2：災害時における災害対応病院が実施する災害医療に関する協定 (地方独立行政法人加古川市民病院機構)

加古川市(以下「甲」という。)と地方独立行政法人加古川市民病院機構(以下「乙」という。)とは、地震、風水害等による大規模災害の発生時(以下「災害時」という。)における災害医療の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、災害時において加古川市災害対応病院設置要領に規定する加古川市災害対応病院(以下「災害対応病院」という。)として、乙が運営する加古川中央市民病院が実施する災害医療の対応等の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

### (協力要請)

第2条 甲は、災害時において加古川市地域防災計画または災害救助法に基づき、医療救護を行う必要が生じたときは、甲が設置する加古川市災害対策本部から乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の要請の必要がなくなったときは、乙に終了を通知するものとする。

### (災害時の役割)

第3条 乙は、甲より第2条第1項に基づく要請があった場合、災害対応病院として次の各号の対応を行うものとする。

- (1) 被災地内において対処できない傷病者を受け入れ、治療を行うこと。
- (2) 災害医療チームを編成し、甲が設置する救護所等に派遣すること。
- (3) 甲が設置する救護所に医薬品、衛生資材等(以下「医薬品等」という。)の提供及び応急用資器材の貸出しを行うこと。
- (4) 必要に応じて地域の医療機関に、医薬品等の提供及び応急用資器材の貸出しを行うこと。

### (平常時の役割)

第4条 乙は、災害時の医療救護活動が円滑に行われるよう、次の各号の備蓄及び整備を行うものとする。

- (1) 被災地での医療救護活動に必要な医薬品等の備蓄及び応急用資器材の整備をすること。
- (2) 災害対応マニュアル等を整備するとともに、加古川中央市民病院内の支援体制の整備に努めること。
- (3) その他災害対応病院として、必要な施設及び設備の整備をすること。

### (医薬品等の備蓄及び提供)

第5条 前条第1項第1号に規定する医薬品等の備蓄の種類及び分量等並びに第3条第1項第3号に規定する医薬品等の提供方法等の詳細については、甲乙別途協議のうえ定めるものとする。

### (訓練)

第6条 乙は、備蓄する医薬品等及び応急用資器材の点検並びに防災訓練を毎年1回以上実施するものとする。

2 甲は、甲等が主催する防災訓練や研修会に乙の参加を要請することができる。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関して、あらかじめ甲乙相互の連絡担当部署及び連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

(費用負担)

第8条 甲は、第4条の規定に基づき乙が備蓄する医薬品等及び応急用資器材並びに設備の整備に要した費用について、乙の運営費負担金の予算の範囲内で負担するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成30年3月31日までとする。ただし、協定満了日の1か月前までに、双方いずれからも文書による協定終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。ただし、乙が災害対応病院としての指定を失ったときは、この協定は効力を失うものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成29年3月30日

甲 加古川市加古川町北在家2000番地

加古川市

加古川市長 岡田 康裕

乙 兵庫県加古川市加古川町本町439番地

地方独立行政法人加古川市民病院機構

理事長 大西 祥男